

農薬吸入毒性評価手法確立調査の進め方について（案）

1. 経緯・趣旨

（１）平成１９年度予算政府原案において、「農薬吸入毒性評価手法確立調査」（１０９百万円）が新規予算として盛り込まれたところ。

（２）本調査は、平成１７年度から実施している「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」と一体となった事業実施を行う必要。

（３）また、本調査は、亜急性吸入毒性試験データの収集・評価を目的としており、試験に対する十分な知見がないことから、早急に検討を開始する必要。

（４）このため、以下の対応方針で臨むこととしたい。

2. 農薬吸入毒性評価手法確立調査の対応方針

（１）部会の立ち上げ

① 毒性試験計画の企画立案及び試験結果の評価を行うための部会（以下「毒性部会」という。）を試験実施に先だって早急に立ち上げる。

② 毒性部会は、農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（以下「親検討会」という。）の下部の部会として位置づける。

（２）毒性部会委員（案）

親検討会から以下の３名の委員には、毒性部会にもご参画頂くこととし、これに毒性に係る専門家４名程度を加えて部会を構成することとしたい。

森田 昌敏（愛媛大学農学部生物資源学科教授）

佐藤 洋（東北大学大学院医学系研究科教授）

福島 哲仁（福島県立医科大学医学部衛生学教授）

（３）当面のスケジュール

４月以降、早急に毒性部会を立ち上げ、平成１９年度に実施する試験計画の検討を行う。

1. 事業概要

環境省では平成17年度から、「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を開始し、街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスクの評価・管理手法について検討しているところである。

適切な飛散リスクの評価・管理手法を確立するためには、当該事業による曝露量の評価のみならず、毒性評価の結果に基づいたリスク管理の目安となる値(指針値)を適切に設定することが重要である。

このため、市街地での使用実績の多い農薬等をモデルとして吸入毒性試験を実施するとともに毒性評価を行うことにより吸入毒性評価手法の確立を図ることとし、以下の試験等を実施する。

(1) 吸入毒性試験の実施

街路樹や公園等の市街地で使用実績の多い農薬等をモデルとして吸入毒性試験を実施する。

(2) 毒性評価の実施

毒性評価手法の検討

吸入毒性試験を実施した農薬についての指針値の設定

(3) 検討会の開催

検討会を設置し、(1)～(2)の内容について検討し、吸入毒性についてのリスク評価手法を確立する。

注)「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」(H17～H21)と連携して事業を実施する。

2. 施策の効果

得られた成果をリスク管理マニュアルとして取りまとめることにより、農薬の大気経由暴露による健康被害の未然防止を図ることが出来る。

また吸入毒性評価手法の確立を通じ、農薬登録段階でのリスク評価・管理措置の充実が可能となる。

農薬飛散リスク削減に向けた取り組み

リスク評価

農薬吸入毒性評価手法確立調査 (H19～H21)

～毒性評価手法の検討と毒性指針値の設定～

- (1) 吸入毒性試験の実施
- (2) 毒性指針値の設定

成果の活用

毒性試験は残留実態を踏まえて実施する必要がある

吸入毒性指針値の設定

農薬飛散リスク評価手法等確立調査 (H17～H21)

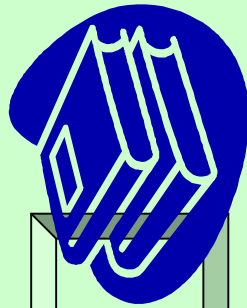
～実態把握(暴露量モニタリング・散布実態調査)～

- (1) 農薬散布実態把握
- (2) モニタリング調査
- (3) 毒性指針値を満たすあるいはよりリスクを低減するための剤型や使用方法の探索

望ましい剤型や使用方法の提言

リスク管理

農薬散布によるリスク削減のためのマニュアルの策定



農薬散布の適正化による国民の健康保護の確保